

令和8年度 空知観光満足度向上・誘客強化事業委託業務 公募型プロポーザル企画提案指示書

1 委託する業務名

令和8年度 空知観光満足度向上・誘客強化事業委託業務

2 委託業務の目的等

空知地域は、札幌、千歳、旭川、富良野などの主要都市や観光地からのアクセスが良好で、地理的な優位性を有している。また、温泉、食、体験型観光など魅力的な観光資源が存在している。

本業務では、これらの観光資源を活用し、空知の広域周遊と賑わいの創出を図るため、空知近郊（札幌、千歳、旭川、富良野）に来遊する旅行者及び在住者をターゲットとして、観光客満足度調査の実施及び広域観光等に繋がる新たなコンテンツの磨き上げや検討・実証を通じ、広域での観光モデルコースの作成を行う。また、空知近郊の観光拠点においてプロモーションを実施する。

3 委託業務内容及び実施方法等

(1) 観光客満足度調査の実施

空知管内を訪れる観光客等の旅行形態と観光に対する満足度などを調査・分析し、今後の観光施策の基礎資料とする。

ア 調査票の作成

空知管内を訪れる観光客の属性や来訪目的、消費額、満足度など、空知管内を訪れた観光客の実態を把握するための調査の設計・調査票の作成を行うこと。

なお、作成にあたっては、以下の調査項目を含めること。この調査項目以外にも、空知を訪れる観光客の実態把握及び今後の観光施策に効果的な調査項目を提案すること。

【調査項目】

- ・観光客の属性（年齢・性別・居住地・年収など）
- ・同行者
- ・空知の滞在日数
- ・空知への訪問目的（きっかけを含む）
- ・空知までの経路・利用交通機関
- ・空知管内の移動手段
- ・空知管内の訪問先・消費額
- ・訪問・周遊にあたり不便だったこと
- ・周遊・訪問にあたりあると便利なサービス

イ 調査の実施

以下の内容を踏まえて、具体的な調査方法を提案すること。

(ア) 主な調査対象者

- ・管内を訪れる日本人観光客
- ・空知管内の在住者で観光に興味・関心がある人

(イ) 調査時期

令和8年8月から令和9年2月中旬までの期間で、夏・秋・冬の各季節で調査を行うこと。

(ウ) 調査地点

管内各市町あたり主要駅等を含む3地点程度とし、合計70地点以上とすること。

(エ) 回収必要サンプル数

合計数：409件以上（道内客：383件以上、道外客：26件以上）

(オ) 回収率向上方策

回収率を高めるための手法を提案すること。回答者へ景品等の進呈を行う場合は、観光客の関心を引きつけ、空知の印象を高めるものとし、受託者が提案の上、委託者と協議し内容を決定する。景品等の調達、抽選、発送等の各種手配は受託者が行い、それに係る経費は事業費に含めること。

ウ 調査結果の集計・分析

観光客満足度調査について、下記のとおり結果をとりまとめ各報告書を提出すること。

(ア) 月次報告

- ・調査実施月の翌月10日までに提出
- ・調査実施状況・速報値・課題等を簡潔にまとめたものとする。

(イ) 最終報告

- ・事業終了時に3(4)で記載する方法により実績報告書を提出すること。
- ・調査全体の結果分析・考察・提言等を含めた総括的な内容とする。

(2) 課題解決型FAMトリップ等の実施

旅行業者等に対し、広域観光等に繋がる新たなコンテンツを紹介するとともに、プログラムの検討・実証を通じて、広域での観光モデルコースを2本以上作成する。実施手順は、別紙に示す内容を基本とするが、より効果的な手法について提案がある場合はこの限りではない。

ア ペルソナ、テーマ及び観光コンテンツの掘り起こし

観光情勢を踏まえた広域観光モデルコースの作成に向けて、①ペルソナ、②テーマ、③コースに組み込む候補となりうる観光コンテンツリストを提案すること。

なお、提案にあたっては、以下の内容を考慮すること。

- ・空知近郊に来遊する旅行者及び在住者をターゲットに、空知の地理的優位性を活かしたマイクロツーリズムを促すものであること。
- ・コンテンツ及びテーマやエリアについては、食、ワイン、炭鉱などの産業遺産、温泉など、様々な観光資源が存在する管内の地域性や独自性を意識し、ストーリー性をもたせること。
- ・コンテンツリストには、既に広く認知されている観光施設だけでなく、現時点での認知度は高くないものの、今後の磨き上げにより誘客の可能性が高いコンテンツを積極的に組み込むこと。

イ 管内市町・観光協会等との意見交換

提案のあったアについて、管内市町・観光協会及び観光関係事業者等との意見交換を行い、それらの意向を踏まえたうえで、管内資源の顕在化と周遊化を図るとともに、観光客の満足度向上に繋がるコンテンツとすること。なお、意見交換にあたっては、委託者と別途協議することとする。

ウ モデルコース(案)の作成

アで提案したペルソナ、テーマ及び観光コンテンツにより、ストーリー性のある広域観光モデルコース（案）を作成すること。なお、作成にあたっては、以下の内容を考慮すること。

- ・モデルコースは、日帰り・宿泊問わず原則として市町を跨ぐ広域的なものとし、計 10 コンテンツ以上を含む「モデルコース（案）」を 2 本以上作成すること。また、人数や季節によって利用できないコンテンツがある場合は、その留意点や代替コンテンツも整理すること。
- ・空知近郊の主要な観光施設の発着を想定するなど、ターゲットを効果的に誘客できるコンテンツを盛り込むこと。
- ・既に他の媒体で紹介されているなど、独自性の低いコースとならないようにすること。

エ 旅行事業者向け課題解決型 FAM トリップの実施

以下の内容を考慮し、旅行事業者向け課題解決型 FAM トリップを実施すること。なお、企画提案書には想定する実施方法及び招へい者とその選定理由を記載すること。

- ・ウで作成した「モデルコース（案）」2 本以上について、各回 2 社以上の旅行会社等を招へいし、FAM トリップを行うこと。
- ・招へい者から、コンテンツやコースに対する課題及び、それに対する改善案等の意見を聴取し、コンテンツの磨き上げやコースの見直しを行うと共に、それらを反映させた「モデルコース（案）【改定版 01】」を作成すること。
- ・招へい者からの意見を含む実施結果を整理後、該当する関係者に対しフィードバックすること。

オ 一般旅行者向けモニターツアーの実施

以下の内容を考慮し、一般旅行者向けモニターツアーを実施すること。なお、提案書には想定する具体的な実施方法を記載すること。

- ・エで作成した「モデルコース（案）【改定版 01】」により、一般旅行者向けにモニターツアーを実施すること。
- ・参加者へ調査し、その満足度等の意見を踏まえ、更なるコンテンツの磨き上げやコースの見直しを行い、「モデルコース（案）【改定版 02】」を作成する。
- ・参加者からの意見を含む実施結果については、整理後、該当する関係者に対しフィードバックすること。

カ 旅行会社等へのヒアリング・モデルコース完成

エ及びオを実施し作成した「モデルコース（案）【改定版 02】」について、エで招聘した旅行会社等に対してヒアリングを行い、改善点等を聴取し、モデルコースに反映させる。人数や季節によって、利用できない場合は、その留意点や代替コンテンツも整理すること。

キ アフターフォロー（商品造成・販売促進）

エで紹介したコンテンツについて、招へい者から商品造成に向けた問合せがあった場合は、情報提供等の支援を行うこと。さらに、随時、商品造成や販売の状況について招へい者へヒアリングを行うとともに、適宜、商品販売促進に繋がるようフォローアップを行うこと。

(3) 空知近郊の観光拠点等での誘客プロモーションの実施

空知近郊に来遊する旅行者及び在住者を対象に、空知への来訪意欲の喚起や魅力発信のため誘客プロモーションを実施すること。

ア キャッチコピーの作成

誘客プロモーションの実施にあたり、キャッチコピー及びロゴデザイン案を3種以上作成すること。
なお、キャッチコピー及びロゴデザインの決定に際しては、委託者と協議のうえ、最終決定するものとする。

イ 実施時期

令和8年8月上旬から令和9年2月中旬まで

ウ 実施回数

年3回以上

※うち、1回は北海道どさんこプラザ札幌店において委託者が開催する「(仮)空知フェア」での観光ブースとして出展すること。出展時期や期間は、委託者と別途協議することとする。

エ 実施手法・場所

上記目的が達成される効果的な手法・場所とすること。なお、提案書には具体的な実施概要と理由を記載すること。また、啓発資材を作成する際は、アで作成したキャッチコピー及びロゴデザインを最大限活用すること。

なお、啓発資材の作成に係る経費は事業費に含めること。

(4) 実施結果等の報告

事業完了後速やかに(1)から(3)の実施概要、実施結果及び提言等を取りまとめた報告書、事業で作成した各種データ等一式(PDF形式及びillustrator形式)を提出すること。報告書は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものとし、紙媒体(A4版)5部及び電子媒体(DVD-R等)1部とする。なお、電子媒体(DVD-R等)には報告書のほか事業で作成した各種データ等一式も格納すること。

4 再委託について

(1) 次のような場合は、再委託を認めない。

ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合

イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合

(2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

(3) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

5 提案にあたっての留意事項

委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道空知総合振興局に帰属するものとする。

6 契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 委託期間

委託契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

7 予算上限額

5,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

8 選定業者数

1者を選定する。

9 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力全般

ア 業務を実施するために必要かつ十分な体制となっているか。（10点）

イ 業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。（10点）

ウ 空知管内の特性や観光分野に精通しているほか、これまでも類似業務の受託実績があるか。（10点）

(2) 企画提案内容

（事業全般について）

ア 本事業の目的や地域の課題を理解した提案となっているか。（10点）

（観光客満足度調査の実施について）

イ 調査手法が具体的に記載され、その効果を期待できるものとなっているか。（10点）

（課題解決型FAMトリップ等の実施について）

ウ ペルソナ、テーマ及びコンテンツリスト並びにモデルコース（案）が、提示した内容を考慮したものであるものとなっているか。（10点）

エ 課題解決型FAMトリップの招へい者や選定理由、実施手法が具体的に記載され、その効果を期待できるものとなっているか。（10点）

オ モニターツアーの実施手法が具体的に記載され、その効果を期待できるものとなっているか。(10点)

(空知近郊の観光拠点での誘客プロモーションについて)

カ キャッチコピー及びロゴデザインが、独自性や創意工夫が認められるものとなっているか。(10点)

キ 誘客プロモーションの実施場所やその選定理由はその効果を期待できるものとなっているか。(10点)

(3) 道施策との適合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定)のいずれかに該当しているか。(4点)

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定)のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」(保健福祉部障がい者保健福祉課実施)の一定以上の認証ポイントを取得しているか。(1点)

ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。(5点)

10 企画提案者の参加資格要件

単体の事業者(法人・団体及び個人)又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体の事業者(法人・団体及び個人)で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものをその構成員に含むものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者(法人・団体及び個人)としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

- (9) コンソーシアムにおいては、(1)～(8)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - イ 空知総合振興局から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

11 道施策との適合性に関する事項

- (1) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者就労支援企業認証制度」に関する事項
道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書(写し)や認証書(写し)を提出すること。
なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書(写し)や認証書(写し)を提出すること。
- (2) 「パートナーシップ構築宣言」に関する事項
国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書(写し)を提出すること。
なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書(写し)を提出すること。

12 参加表明書等の提出

別紙の「参加表明書」を令和8年(2026年)4月30日までに提出してください。参加表明書提出後に当該公告に定める参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効となります。

なお、「参加表明書」には、次の書類を添付してください。

- (1) 別紙「法人・団体及び個人またはコンソーシアム構成員の概要」
- (2) 参加を表明する者が法人の場合は、商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村の発行する身分証明書又は住民票
- (3) 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記(2)の書類及びコンソーシアム協定書の写し
- (4) 道税事務所または振興局・総合振興局が発行する道税について滞納のないことを証明する納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの、写し可)
- (5) 道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県が発行する法人事業税に関する納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの、写し可)
- (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの、写し可)
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと及び今後、これらの者にならない旨の誓約書
- (8) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面(届出義務がない場合については、社会保険等適用除外申出書(別記第1号様式))。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

13 企画提案書の提出

参加表明書等の提出後、空知総合振興局からの企画提案書提出の要請を受けた者は、令和8年(2026年)5月21日までに提出してください。

14 企画提案書の作成方法

- (1) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまいませんが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。
- (2) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現としてください。
- (3) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。
- (4) 企画提案書はA4サイズとし、提出部数は7部です。
なお、企画提案書の社名は1部のみに記入し、残り6部には記入しないでください。

15 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施していただきます。
- (2) 日時、場所、留意事項等は別途通知します。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められません。
- (4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とします。

16 参加表明・企画提案に係る留意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (3) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものとみなします。
- (4) 提出された参加表明書又は企画提案書は、プロポーザルによる委託事業者の選定のためのみに使用し、機密保持には十分配慮します。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (5) 採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用については、あらかじめ提案者の了解を得たものとして取り扱わせていただきます。
- (6) 提出された書類は、空知総合振興局において必要な場合、複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差し替え又は再提出は認めません。
- (8) 全ての提出書類は返却しません。
- (9) 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとします。

17 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係 担当：寺田

電話番号 0126-20-0185（直通）

FAX番号 0126-25-9712